



第11回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年12月20日（金曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催場所

東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト2階
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 書面又はインターネット等による議決権行使 期限

2019年12月19日（木曜日）午後7時まで

目次

第11回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
(添付書類)	
事業報告	16
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	40

株式会社コロプラ

証券コード 3668

(証券コード 3668)
2019年12月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社 コロプラ
代表取締役社長 馬場 功 淳

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら後述のご案内に従って、2019年12月19日（木曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月20日（金曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前9時とさせていただきます。）
2. 場 所 東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト2階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 議決権の行使についてのご案内
（1）書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後述の【インターネット等による議決権行使について】をご高覧の上、2019年12月19日（木曜日）午後7時までに行ってください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社定款第16条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として当該代理人により株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://colopl.co.jp>) に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、次の事項も含まれております。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

②連結計算書類の連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書

④計算書類の個別注記表

◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://colopl.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等によって議決権を行使する場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。



議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等と書面が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。インターネット等による議決権行使は、2019年12月19日(木曜日)の午後7時までに行使されるようお願いいたします。

お問合わせ パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問合わせ先

■ 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120(652)031

受付時間 9:00~21:00

■ その他株式に関するご質問等は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120(782)031

受付時間 土・日・祝日を除く9:00~17:00

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%を目安とし、配当を継続して実施していくことを基本方針としておりましたが、健全なバランスシートをもとに、連結業績、DOE（純資産配当率）、キャッシュ・フロー及び資本の効率性を総合的に勘案して、より安定的かつ継続的な配当を実施する方針に変更いたします。

第11期の期末配当につきましては、上記方針及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき17円00銭
総額 2,167,677,837円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年12月23日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ば ば なるあつ
馬場 功淳

再任

生年月日

1978年1月7日生

所有する当社の株式数

61,775,200株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2003年3月 株式会社ケイ・ラボラトリー（現 KLab株式会社）入社
- 2007年4月 グリー株式会社入社
- 2008年10月 当社設立
代表取締役社長就任（現任）
- 2016年3月 一般財団法人クマ財団（現 公益財団法人クマ財団）
設立 代表理事（現任）

■ 候補者とした理由

創業者として、当社の精神的支柱であるとともに、強力なリーダーシップを発揮しております。

また、モバイルコンテンツをはじめとするサービス開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。このような経験と実績、リーダーシップなどは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

いしわたり りょうすけ
石渡 亮介

再任

生年月日

1972年4月24日生

所有する当社の株式数

69,100株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2001年5月 株式会社International Creative Marketing（現株式会社カンター・ジャパン）入社
- 2006年1月 有限会社キャップス入社
- 2009年9月 株式会社ナビット入社
- 2010年9月 当社入社
- 2014年12月 当社取締役（現任）

■ 候補者とした理由

当社入社以来、長らくゲーム事業を統括し、現場における豊富な経験と幅広い見識を有しております。その現場での経験と見識を活かし、マーケティング部門の責任者として重要な役割を果たしております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

すがいけんた
菅井 健太

再任

生年月日

1982年2月28日生

所有する当社の株式数

120,200株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2000年4月 株式会社富士設備入社
- 2001年12月 株式会社フォーラムエンジニアリング入社
- 2005年4月 コムシステクノ株式会社入社
- 2008年1月 フォートラベル株式会社入社
- 2010年6月 当社入社
- 2016年12月 当社取締役（現任）

■ 候補者とした理由

IT・Webサービスを中心とした豊富な経験から、当社入社以来、ほぼ全てのコンテンツの開発運用において高い技術力で貢献しており、ゲーム事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

はらいよしあき
原井 義昭

再任

生年月日

1988年9月28日生

所有する当社の株式数

1,200株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年3月 有限責任監査法人トーマツ入所
2014年3月 公認会計士登録
2015年1月 当社入社
2018年12月 当社取締役（現任）

■ 候補者とした理由

公認会計士として財務、会計に関する高い専門性を有しており、当社入社以来、M&A、グループガバナンス体制の構築、コーポレートガバナンス強化等に従事し、コーポレート全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

いしわたり しんすけ
石渡 進介

再任

生年月日

1969年8月30日生

所有する当社の株式数

99,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 弁護士登録
2001年1月 Field-R法律事務所設立
2008年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立
パートナー弁護士（現任）
2010年7月 当社社外取締役
2011年3月 クックパッド株式会社執行役
2015年7月 株式会社みんなのウェディング代表取締役社長兼CEO
2015年12月 当社取締役（現任）
2018年10月 株式会社くふうカンパニー取締役（現任）

■ 候補者とした理由

企業経営者としての豊富な経験と知見を有しており、また弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しております。このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

やなぎさわ こうじ
柳澤 孝旨

再任

社外

独立

生年月日

1971年5月19日生

所有する当社の株式数

5,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
1999年5月 株式会社NTTデータ経営研究所入社
2005年5月 みずほ証券株式会社入社
2006年2月 株式会社スタートトゥデイ（現 株式会社ZOZO）常勤監査役
2008年6月 同社取締役兼経営管理本部長
2009年4月 同社取締役CFO
2015年12月 当社取締役（現任）
2017年4月 株式会社スタートトゥデイ（現 株式会社ZOZO）取締役副社長兼CFO（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

柳澤孝旨氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

また、当社は、柳澤孝旨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

ためすえ だい
為末 大

再任

社外

独立

生年月日

1978年5月3日生

所有する当社の株式数

-株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2002年4月 大阪ガス株式会社入社
 2003年10月 同社を退社、プロ陸上選手として独立
 2004年3月 アジアパートナーシップファンドの所属選手として契約
 2007年12月 株式会社侍設立 代表取締役（現任）
 株式会社ウェッジホールディングス取締役
 2010年8月 一般社団法人アスリートソサエティ設立 代表理事（現任）
 2014年5月 株式会社Xiborg設立 取締役（現任）
 2015年12月 当社取締役（現任）
 2018年7月 株式会社Deportare Partners設立 代表取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

アスリートとしての活躍をはじめ、社会や教育に関する活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言が期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

為末大氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

また、当社は、為末大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 馬場功淳氏、石渡亮介氏、菅井健太氏、原井義昭氏、石渡進介氏、柳澤孝旨氏及び為末大氏の7名は、現在、当社の取締役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（1）取締役の状況」に記載のとおりであります。
 3. 当社と石渡進介氏、柳澤孝旨氏及び為末大氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。本総会において各候補者が再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
 4. 当事業年度において、当社従業員による不適切な取引が発覚いたしました。当社の社外取締役である柳澤孝旨氏および為末大氏は取締役会等において法令遵守や内部統制の視点に立った提言を行っており、当該事実の判明後は、原因究明や再発防止に向けた取り組み、内部統制の強化について適宜意見を述べるなど、その職責を果たしております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

は せ が わ て つ ぞ う
長谷川 哲造

再任

社外

独立

生年月日

1950年3月26日生

所有する当社の株式数

17,500株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年4月 大和証券株式会社入社
- 1999年4月 大和証券SBキャピタル・マーケッツ株式会社（現 大和証券株式会社）入社
- 2004年2月 大和証券SMBCプリンシパル・インベストメント株式会社取締役
- 2005年5月 株式会社キャビン取締役
- 2005年6月 ダイワ精工株式会社（現 グロープライド株式会社）取締役
- 2005年10月 株式会社丸井今井取締役
- 2007年6月 三井鉱山株式会社（現 日本コークス工業株式会社）取締役
- 2007年12月 HVMジャパン株式会社代表取締役会長
- 2008年6月 大和サンコー株式会社監査役
株式会社大和総研（現 株式会社大和総研ホールディングス）監査役
大和ペンション・コンサルティング株式会社監査役
- 2008年10月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション監査役
- 2010年9月 当社常勤監査役
- 2015年12月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

長谷川哲造氏は、長年金融機関に勤務しており、幅広い見識と豊富な経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

長谷川哲造氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、当社は、長谷川哲造氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

つきおか りょうご
月岡 涼吾

再任

社外

生年月日

1971年11月19日生

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年 4月 大日本印刷株式会社入社
1999年 1月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
(現 PwC税理士法人) 入所
2003年 4月 公認会計士登録
2006年 7月 月岡公認会計士事務所設立 所長 (現任)
2010年12月 当社監査役
2015年12月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由

月岡涼吾氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として高い専門性を持つほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

月岡涼吾氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

い い だ こういちろう
飯田 耕一郎

再任

社外

生年月日

1971年10月15日生

所有する当社の株式数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録
 森総合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所
 （現任）

2005年6月 米国カリフォルニア州弁護士登録

2011年12月 当社監査役

2013年10月 HEROZ株式会社監査役

2015年7月 株式会社みんなのウェディング監査役

2015年12月 当社取締役（監査等委員）（現任）

2017年7月 HEROZ株式会社取締役（監査等委員）

2018年10月 株式会社くふうカンパニー取締役（監査等委員）（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

飯田耕一郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高い専門性を持つほか、企業法務に関する長期にわたる経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

飯田耕一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長谷川哲造氏、月岡涼吾氏及び飯田耕一郎氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
3. 当社と長谷川哲造氏、月岡涼吾氏及び飯田耕一郎氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。本総会において各候補者が再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
4. 当事業年度において、当社従業員による不適切な取引が発覚いたしました。当社の社外取締役である長谷川哲造氏、月岡涼吾氏及び飯田耕一郎氏は取締役会等において法令遵守や内部統制の視点に立った提言を行っており、当該事実の判明後は、原因究明や再発防止に向けた取り組み、内部統制の強化について適宜意見を述べるなど、その職責を果たしております。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年12月18日開催の第7回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額300百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年500,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は最大で5名となる予定です。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から取締役を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、上記(1)の定めにかかわらず、対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が役務提供期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

事業報告

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用情勢の改善や個人消費の持ち直しなどにより緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動等の影響により先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの業界におきましては、「ファミ通ゲーム白書2019」によると、国内ゲームアプリ市場は、2018年に前年比10.2%増の1兆1,660億円まで成長いたしました。また、2020年には1兆3,000億円に達し、安定成長を続けることが予想されております。また、The Goldman Sachs Group, Inc.の調査によると、VR(仮想現実: Virtual Reality)のハードウェア及びソフトウェアの世界市場規模は、2025年までに590億ドルに達すると予測されております。

このような環境の中、当社グループは、スマートフォン向けの既存ゲームについてはユーザとのエンゲージメントを高めることを意識し、新規ゲームについてはその投入に向けて注力してまいりました。また、VR端末向けコンテンツへの注力も進めており、様々な開発実験を行ってまいりました。

売上の多くを占めるスマートフォン向けゲームでは、当連結会計年度において、台湾・香港・マカオ向けに「アリス・ギア・アイギス」「ディズニー ツムツムランド」の配信を開始いたしました。また、国内向けに「バクレツモンスター」「最果てのバベル」及び株式会社スクウェア・エニックスとの共同開発タイトル「ドラゴンクエストウォーク」の配信を開始いたしました。「クイズRPG魔法使いと黒猫のウィズ」や「白猫プロジェクト」といった既存ゲームにおいては、TVCMやオンライン動画プラットフォームのプロモーションに加え、グッズの製作、リアルイベント等を実施することでユーザとのエンゲージメントを高めるサービス運用をしてまいりました。また、「アリス・ギア・アイギス」PC版の配信を開始し、スマートフォン以外のデバイスへの展開を進めました。

VR端末向けコンテンツでは、Oculus Rift及びHTC Vive向けに「TITAN SLAYER II」パッケージ版の配信を開始いたしました。

また、全社的な取り組みとして創業10周年を記念した「コロプラフェス2018」を開催しました。「クイズRPG魔法使いと黒猫のウィズ」や「白猫プロジェクト」といった人気タイトルをはじめ、創業時からのサービスである「コロニーな生活」や最新のVRゲームなど、さまざまなタイトルのステージやブースを展開し、たくさんの方々にご来場いただきました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は38,920百万円（前連結会計年度比15.0%減）、営業利益は2,952百万円（同57.5%減）、経常利益は1,655百万円（同72.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,070百万円（同74.5%減）となりました。

なお、当社グループにおける報告セグメントはモバイルサービス事業のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

事業の部門別売上高

事業別	売上高（百万円）
モバイルサービス事業	38,920
合計	38,920

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループにおける報告セグメントはモバイルサービス事業のみであります。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

はじめに、本年6月に公表しました当社従業員による不適切な取引の事実及びこれに伴う関係者の処分等に関し、株主の皆様には、多大なご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は、今回の事態を真摯に受け止め、特別調査委員会から提言された再発防止策を具体化し、実行してまいります。

次に、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

①コーポレートブランド価値の向上

当社グループのビジョン実現のためには、ユーザから支持されるサービスを提供し続けることに加え、沢山の方に愛着を持っていただける会社になることが不可欠であると考えております。当社グループはステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動により、当社グループのコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

②ユーザ数の拡大とユーザエンゲージメントの強化

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザを継続的に獲得し、ユーザ数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また多種多様なサービスを開発し、より多くのユーザに利用してもらえるような施策を積極的に実施することでユーザ数の拡大に努めてまいります。

また、既存ユーザについてもそのニーズを汲み取り質の高いゲームを提供し続けるとともに、様々な媒体を活用しユーザと対話することによりエンゲージメントを強化し、より長期的に当社グループのサービスを楽しんでいただけるよう努めてまいります。

③ポートフォリオの拡大

当社グループは経営戦略として、ユーザの異なる事業を組み合わせたポートフォリオ戦略を実行し常に新しい領域に投資を行うことを掲げています。

どの時代においても、沢山のユーザに受け入れられる、新しいエンターテインメントをつくり続けるというビジョンの実現のため、1本のヒットタイトルのみを提供するのではなく、ユーザの属性等に合わせて、コンテンツ、エリア、デバイスのそれぞれにおいて、適切なリソース配分と分散投資を行い、ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

④サービスの安全性及び健全性の確保

当社グループが提供する一部のサービスは、ユーザ同士がコミュニケーションをとることが可能であるため、ユーザが安心して当社グループのサービスを利用できるように、サービスの安全性及び健全性を確保する必要があります。当社グループはガイドラインを設け、サービスの安全性及び健全性の確保に努めてまいります。

⑤システムの安定的な稼働

当社グループのアプリ及びプラットフォームはウェブ上で運営されており、快適な状態でユーザにサービスを提供するためにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員確保及びサーバ機器拡充に努めてまいります。

⑥海外向けサービスについて

当社グループはスマートフォンの特徴を活かして、今後も当社グループのサービスを海外で積極的に展開していくことを企図しております。

さらなる海外事業の拡大と収益力強化に向け、地域ごとのユーザの嗜好の把握や、地域ごとのユーザ特性を勘案した独自のサービス開発・提供を推進してまいります。

⑦新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、関連するマーケットも拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識し、継続的に対応を行ってまいります。

⑧内部管理体制の強化とコーポレートガバナンスの充実

当社グループはさらなる事業拡大、企業価値向上を目指すためには社会から信頼を得ることが不可欠であると考えております。そのために企業倫理・コンプライアンスに関し、全役職員が共通の認識を持ち、公正かつ的確な意思決定を行う風土を醸成することに加えて、健全性及び透明性のある管理体制の整備を行うことで、内部管理体制の強化及びコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

⑨組織の機動性の確保

当社グループの属するエンターテインメント業界は、他の業界に比べて環境変化のスピードが速く、その変化への迅速な対応が不可欠であります。組織の規模拡大による機動性の低下等の弊害を排除するため、適切な人員配置、事業展開に応じた組織体制の整備により、意思決定の機動性確保を図ってまいります。

⑩優秀な人材の確保及び育成

当社グループは今後より一層の事業拡大のため、人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。当社グループのビジョンと共鳴する優秀な人材を確保し、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動及び研修活動を強化してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 第8期	2017年度 第9期	2018年度 第10期	2019年度 第11期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	84,730	52,246	45,776	38,920
経 常 利 益 (百万円)	31,272	12,901	6,097	1,655
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	20,710	8,691	4,192	1,070
1株当たり当期純利益 (円)	166.92	69.32	33.08	8.40
総 資 産 (百万円)	72,301	75,744	77,244	74,740
純 資 産 (百万円)	62,149	69,293	70,625	69,433
1株当たり純資産額 (円)	499.07	551.34	555.65	544.53

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 第8期	2017年度 第9期	2018年度 第10期	2019年度 第11期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	84,009	50,692	43,666	35,880
経 常 利 益 (百万円)	33,042	14,629	6,422	1,097
当 期 純 利 益 (百万円)	22,400	8,634	3,145	594
1株当たり当期純利益 (円)	180.54	68.86	24.82	4.66
総 資 産 (百万円)	74,416	77,547	77,326	74,324
純 資 産 (百万円)	64,384	71,471	71,483	69,822
1株当たり純資産額 (円)	517.02	568.67	562.40	547.58

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	出資金総額(百万円)	当社の出資割合(%)	主な事業内容
コロプラネクスト2号 ファンド投資事業組合	1,300	100.0 (0.25)	投資事業
コロプラネクスト上場 株1号ファンド投資事 業組合	1,939	99.95 (0.01)	投資事業

(注) 当社の出資割合の()内は、間接出資割合の内数であります。

(8) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

事業区分	事業内容
モバイルサービス事業	携帯端末アプリ等の開発及び運営、リアル連携型による販売促進事業等

(9) 主要な事業所 (2019年9月30日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(10) 使用人の状況 (2019年9月30日現在)

①企業集団の使用人の状況 1,368 (123) 名 (前期比85名増 (6名減))

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループにおける報告セグメントはモバイルサービス事業のみであるため、セグメント別の記載はしていません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
935(57)名	95名増	31.8歳	2.9年

- (注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、任天堂株式会社から、2017年12月22日付で特許権侵害に関する訴訟を提起されました。詳細につきましては、「連結注記表（連結貸借対照表に関する注記）（3）偶発債務」または「個別注記表（貸借対照表に関する注記）（4）偶発債務」をご参照下さい。なお、連結注記表及び個別注記表につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<https://colopl.co.jp>) に掲載しております。

2. 会社の株式に関する事項（2019年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 450,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 129,288,500株(自己株式1,778,039株を含む。)
- (3) 株主数 42,560名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
馬場 功淳	61,775,200株	48.45%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,649,500	6.78
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	6,714,700	5.27
THE BANK OF NEW YORK 133612 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	2,712,000	2.13
KDDI株式会社	2,550,000	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,501,600	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,285,700	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	842,700	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	817,300	0.64
千葉 功太郎	750,700	0.59

(注) 1. 当社は、自己株式を1,778,039株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2019年9月30日現在)

		第4回新株予約権	第5回新株予約権		
発行決議日		2010年12月27日	2012年5月16日		
新株予約権の数		8個	76個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注)3		普通株式12,000株 (新株予約権1個につき1,500株)	普通株式114,000株 (新株予約権1個につき1,500株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに 払込みは要しない	新株予約権と引き換えに 払込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)3		新株予約権1個当たり141,000円 (1株当たり94円)	新株予約権1個当たり141,000円 (1株当たり94円)		
権利行使期間		2012年12月28日から 2020年12月27日まで	2014年5月17日から 2022年5月16日まで		
新株予約権の行使の条件		(注)1	(注)2		
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	76個
		目的となる株式数	0株	目的となる株式数	114,000株
		保有者数	0人	保有者数	1人
	社外 取締 役	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株
		保有者数	0人	保有者数	0人
	取締 役 (監査等委員 を除く)	新株予約権の数	8個	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	12,000株	目的となる株式数	0株
		保有者数	1人	保有者数	0人

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の監査役又は取締役であることを要する。
- ② 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- ③ 新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。
- ⑤ 新株予約権1個の分割行使は認められない。
- ⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役又は使用人であることを要する。
- ② 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- ③ 新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。
- ⑤ 新株予約権1個の分割行使は認められない。
- ⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

3. 当社は、2012年9月13日付で普通株式1株を100株にする株式分割を、2013年6月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を、2013年10月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。このため、当事業年度末日現在における第4回及び第5回の新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は1,500株となります。なお、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整後の内容となっております。

4. 第6回の新株予約権につきましては、前事業年度におけるEBITDAが100億円を下回ったため、失効いたしました。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2019年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	馬 場 功 淳	公益財団法人クマ財団代表理事 報酬諮問委員会委員
取 締 役	長谷部 潤	インキュベーション本部長
取 締 役	石 渡 亮 介	マーケティング本部長
取 締 役	菅 井 健 太	技術統括本部長
取 締 役	原 井 義 昭	コーポレート本部長 HR本部長 報酬諮問委員会委員
取 締 役	石 渡 進 介	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー弁護士 株式会社くふうカンパニー取締役
取 締 役	柳 澤 孝 旨	株式会社ZOZO取締役副社長兼CFO
取 締 役	為 末 大	株式会社Deportare Partners代表取締役 株式会社侍代表取締役 一般社団法人アスリートソサエティ代表理事
取 締 役 (監査等委員・常勤)	長谷川 哲 造	報酬諮問委員会委員長
取 締 役 (監査等委員)	月 岡 涼 吾	報酬諮問委員会委員 月岡公認会計士事務所所長
取 締 役 (監査等委員)	飯 田 耕 一 郎	報酬諮問委員会委員 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 株式会社くふうカンパニー取締役(監査等委員)

(注) 1. 取締役 柳澤 孝旨氏及び為末 大氏並びに取締役(監査等委員)長谷川 哲造氏、月岡 涼吾氏及び飯田 耕一郎氏は、社外取締役であります。

2. 取締役（監査等委員）長谷川 哲造氏は、証券業界における長期の職務経験と他の会社における取締役又は監査役としての豊富な経験を有しております。
3. 取締役（監査等委員）月岡 涼吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）飯田 耕一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役 柳澤 孝旨氏、為末 大氏及び取締役（監査等委員）長谷川 哲造氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役 土屋 雅彦氏は、2018年12月21日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
8. 取締役 森先 一哲氏は、2019年8月13日をもって辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当はアート本部長及びアライアンス本部長でありました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 石渡 進介氏及び各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

（3）取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10名 （2名）	227百万円 （10百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	25百万円 （25百万円）
合計 （うち社外取締役）	13名 （5名）	252百万円 （35百万円）

- （注）1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。
2. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第7回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

（4）社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、27頁「（1）取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	柳 澤 孝 旨	当事業年度に開催された取締役会19回中18回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。
取 締 役	為 末 大	当事業年度に開催された取締役会19回中17回に出席し、アスリートとしての活躍をはじめ、社会や教育に関する活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	長谷川 哲 造	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、常勤監査等委員として社内の主要な会議に出席し、上場企業の役員としての経験から、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	月 岡 涼 吾	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から当社の会計、財務及び税務に係る事項に関する発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	飯 田 耕一郎	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。

(注)当事業年度において、当社従業員による不適切な取引が発覚いたしました。社外取締役の各氏は取締役会等において法令遵守や内部統制の視点に立った提言を行っており、当該事実の判明後は、原因究明や再発防止に向けた取り組み、内部統制の強化について適宜意見を述べるなど、その職責を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績について取締役、経理関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手と報告を受けた上で、会計監査人の監査計画における監査時間・要員配置計画、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- ⑤ 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
- ⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。
- ⑦ 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
- ⑧ 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- ⑨ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同管理者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- ② 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、当社グループ全体の事業に伴う様々なリスクを把握し、統一的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
 - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ② 当社は、関係会社管理規程に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
 - ③ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
 - ④ 当社は、必要に応じ各子会社に対して業務の監査を行う。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査等委員会は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員会の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - ② 監査等委員会の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ③ 監査等委員会の補助者が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。

- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - ③ 当社は、前2項に従い監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ② 監査等委員会は、取締役会のほか、必要に応じ経営会議その他の重要な会議に出席する。
 - ③ 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - ④ 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ⑤ 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス推進責任部署を設置しております。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、コンプライアンス情報窓口を社内を設置し、取り組みを強化しております。

(3) リスク管理

当社では、当社グループに関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク対策委員会」を設置しております。

(4) 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社経営企画部にて、経営管理体制の整備、統括を実施しており、「関係会社管理規程」及び「子会社共通職務権限表」を定め、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては、月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

(5) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を19回開催しております。

(6) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員会は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%を目安とし、配当を継続して実施していくことを基本方針としておりましたが、健全なバランスシートをもとに、連結業績、DOE（純資産配当率）、キャッシュ・フロー及び資本の効率性を総合的に勘案して、より安定的かつ継続的な配当を実施する方針に変更いたします。

当事業年度につきましては、上記方針に従い、当事業年度の業績、将来の事業展開や経営体質の強化のために必要な内部留保などを勘案のうえ、1株につき17円の普通配当を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	64,851	流 動 負 債	4,783
現金及び預金	55,473	買掛金	23
売掛金	6,549	未払金	3,325
商品	36	未払費用	168
仕掛品	411	未払法人税等	109
貯蔵品	4	未払消費税等	106
前払金	535	前受金	905
前払費用	447	預り金	110
その他	1,430	その他	34
貸倒引当金	△37	固 定 負 債	523
固 定 資 産	9,889	資産除去債務	520
有 形 固 定 資 産	1,537	その他	3
建物及び構築物	1,251	負 債 合 計	5,307
工具、器具及び備品	168	純 資 産 の 部	
土地	117	株 主 資 本	69,511
無 形 固 定 資 産	51	資本金	6,510
ソフトウェア	51	資本剰余金	6,269
投 資 そ の 他 の 資 産	8,300	利益剰余金	61,376
投資有価証券	5,256	自己株式	△4,644
関係会社株式	3	その他の包括利益累計額	△79
関係会社出資金	51	その他有価証券評価差額金	△79
敷金及び保証金	1,380	非 支 配 株 主 持 分	0
繰延税金資産	1,490	純 資 産 合 計	69,433
その他	118	負 債 純 資 産 合 計	74,740
資 産 合 計	74,740		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	38,920
売上原価	26,409
売上総利益	12,511
販売費及び一般管理費	9,558
営業利益	2,952
営業外収益	
受取利息	54
有価証券利息	14
投資有価証券売却益	58
雑収入	73
合計	200
営業外費用	
為替差損	159
投資事業組合運用損	165
投資有価証券評価損	1,113
雑損	58
合計	1,497
経常利益	1,655
特別損失	
減損損失	336
税金等調整前当期純利益	1,318
法人税、住民税及び事業税	637
法人税等調整額	△389
当期純利益	1,070
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,070

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	60,808	流動負債	3,987
現金及び預金	52,623	買掛金	23
売掛金	6,252	未払金	3,180
商貯蔵品	36	未払費用	118
前払金	3	前受金	571
前払費用	543	預り金	59
その他の金	393	その他の	34
貸倒引当金	955	固定負債	514
	△0	資産除去債務	514
固定資産	13,516	負債合計	4,502
有形固定資産	1,452	純資産の部	
建物及び構築物	1,207	株主資本	69,901
工具、器具及び備品	126	資本金	6,510
土地	117	資本剰余金	6,507
無形固定資産	43	資本準備金	6,507
ソフトウェア	43	利益剰余金	61,527
投資その他の資産	12,020	その他利益剰余金	61,527
投資有価証券	1,370	繰越利益剰余金	61,527
関係会社株式	2,713	自己株式	△4,644
関係会社出資金	4,797	評価・換算差額等	△78
関係会社長期貸付金	2,600	その他有価証券評価差額金	△78
長期前払費用	112	純資産合計	69,822
敷金及び保証金	1,264	負債純資産合計	74,324
繰延税金資産	1,251		
その他の	47		
貸倒引当金	△2,137		
資産合計	74,324		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	35,880
売上原価	25,026
売上総利益	10,854
販売費及び一般管理費	8,105
営業利益	2,748
営業外収益	
受取利息	67
有価証券利息	0
抱合せ株式消滅差益	153
雑収入	43
営業外費用	
為替差損	145
投資事業組合運用損	1,306
投資有価証券評価損	99
貸倒引当金繰入額	341
雑損	22
経常利益	1,915
特別利益	1,097
貸倒引当金戻入額	277
特別損失	
関係会社株式評価損	288
減損損	336
税引前当期純利益	749
法人税、住民税及び事業税	457
法人税等調整額	△302
当期純利益	594

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月18日

株式会社コロプラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 元 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 裕 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロプラの2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コロプラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月18日

株式会社コロプラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 勢 志 元 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 裕 之 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロプラの2018年10月1日から2019年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、本年6月にリリースしたゲーム「最果てのバベル」において不適切な課金取引が発生し、特別調査委員会にて他に類似事案の無いことが報告され、原因究明と再発防止策が提言されました。当社において全役職員の意識改革及び再発防止に向けた取り組みがなされていることを確認しております。監査等委員会として今後も当該施策の進捗状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月19日

株式会社コロプラ 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷川 哲造 ㊟
監 査 等 委 員 月岡 涼吾 ㊟
監 査 等 委 員 飯田 耕一郎 ㊟

(注) 監査等委員 長谷川哲造、月岡涼吾及び飯田耕一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

